

令和1年9月

お取引先各位

株式会社高木組

消費税法改正に伴う弊社の対応について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和1年10月1日より消費税法改正法が施行される予定です。弊社では下記の通り対応いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

弊社への請求書の適用税率等について

【工事代】

・契約分

- ① 工事代等で消費税率10%契約分は、9月30日までの部分払いについては消費税率8%とし、差額の消費税2%分は10月請求書で清算します。
- ② 単価契約等（その都度役務が終わるもの）は9月30日以前の方は消費税率8%、10月1日以降の方は消費税率10%とする。

・契約外

- ① 工事代等は完了・引き渡し日が9月30日以前の方は消費税率8%、10月1日以降の方は消費税率10%とする。

【資材売買分】

- ① 資材売買契約の有・無、契約日にかかわらず納入日により、9月30日以前の方は消費税率8%、10月1日以降の方は消費税率10%とする。

【資材賃貸分】

- ① 経過措置適用の賃貸は消費税率8%とする。
- ② 経過措置適用以外は、資材賃貸契約の有・無にかかわらず賃貸期間により、9月30日以前の方は消費税率8%、10月1日以降の方は消費税率10%とする。

- ※ 消費税率ごとに請求書を分けてください。
- ※ 契約外工事、警備等は作業内容の日を内訳で分かるようにしてください。
- ※ 資材売買、資材賃貸分は納入日、賃貸期間も内訳等でわかるようにして下さい。

ご参考までに請求書の例をホームページに載せます。

【問い合わせ先】 担当：総務部 吉村 TEL0138-22-1195

以 上